

- 鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」の点検、評価、見直しについて … 5-1
 - (参考) 子ども・子育て支援法 … 5-2
 - 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 … 5-4
- 教育・保育施設の状況 … 5-5
- 保育所等の待機児童数の推移 … 5-6
- 重点項目
 - 1 市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策（利用定員総数）に係る令和4年度計画と実績の比較について … 5-7
 - 2 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制 … 5-24
 - 3 地域子ども・子育て支援事業の推進 … 5-32

「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」の点検、評価、見直しについて

1 計画の達成状況の点検、評価、見直し

計画の達成状況の点検、評価、見直しについては、県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応する。

(1) 点検、評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、その結果を公表する。

(2) 見直し

市町村においては、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村計画の見直しを行うこととなっているが、県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行うこととする。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とする。

2 点検、評価の実施方法

- 毎年度の点検・評価については、個別の進捗よく状況（アウトプット）を中心に、計画と進捗状況の乖離の有無、また、乖離があった場合は市町村とともにその対応策を検討する。
また、計画全体の成果（アウトカム）については、計画期間中の一定時期に点検・評価を実施する。
- 点検、評価項目については、かごしま子ども未来プラン2020第6章「子ども・子育て支援新制度の推進」が標記計画になっていることから、下記の各項目を重点的に点検、評価することとする。

〈重点項目〉

- ① 教育・保育の量の見込み及び確保方策
- ② 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制
「特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上」を含む。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の推進

※ なお、① 教育・保育の量の見込み及び確保方策に係る点検、評価については、市町村の現状を把握する必要があるため、各市町村において実施する子ども・子育て支援会議の意見を踏まえた点検・評価の結果に基づき実施することとする。

(参考)

○ 子ども・子育て支援法

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3～6 (略)

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8～10 (略)

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3・4（略）

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6（略）

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成二十六年七月二日内閣府告示第百五十九号)

(教育・保育の量の見込みについて)

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、一の二の(三)に基づき都道府県は市町村に、一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、都道府県設定区域内の関係市町村の市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、円滑な調整を図ることが必要である。

(基本指針第三「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」四「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項」2「各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項」(抜粋))

(点検及び評価について)

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(略)当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、(略)適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

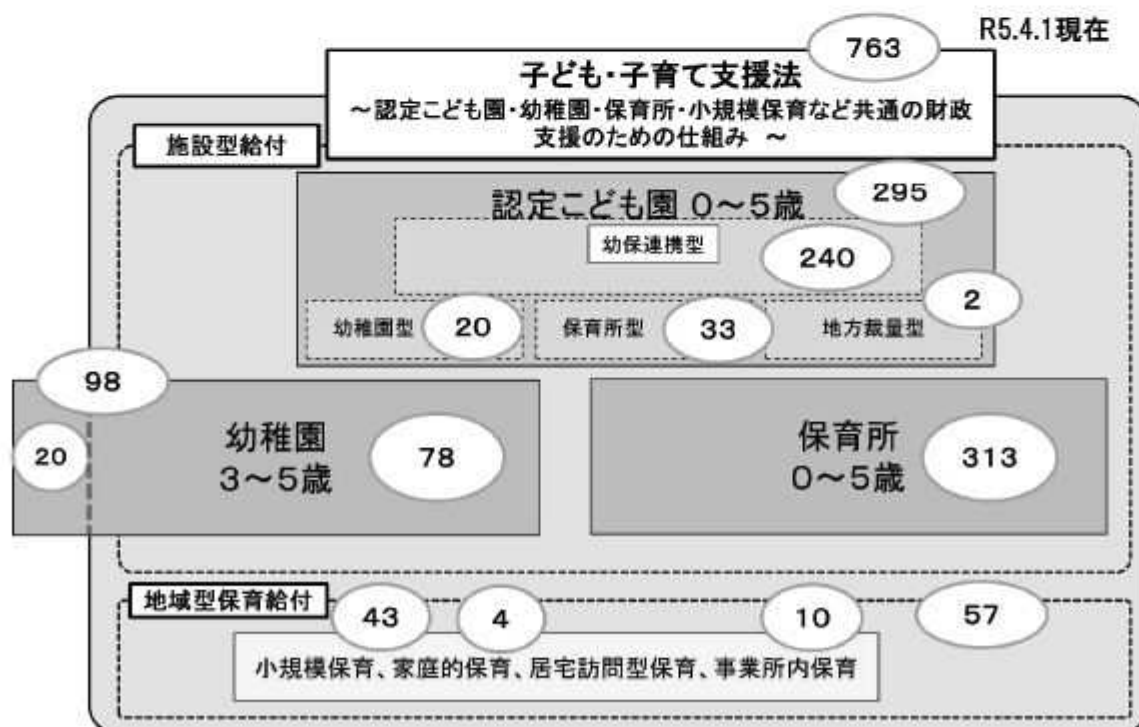
(基本指針第三「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」六「その他」3「子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」(抜粋))

教育・保育施設の状況

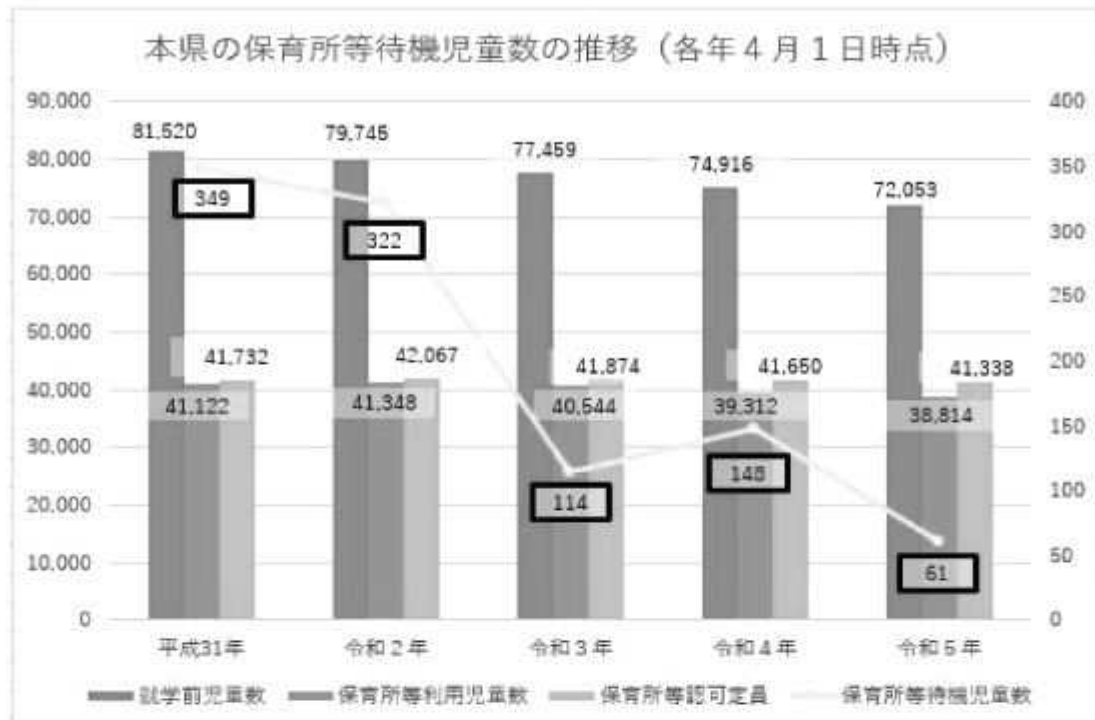
施設種別	R4.4.1 施設数 (A)	R5.4.1 施設数 (B)	施設数増減 (B)-(A)
認定こども園	287	295	8
幼保連携型	234	240	6
幼稚園型	19	20	1
保育所型	32	33	1
地方裁量型	2	2	0
認定こども園でない幼稚園 ※	106	98	▲ 8
認定こども園でない保育所	318	313	▲ 5
地域型保育事業	56	57	1
小規模保育	41	43	2
家庭的保育	4	4	0
事業所内保育	11	10	▲ 1
居宅訪問型保育	0	0	0
合計	767	763	▲ 4

(注) 上記施設数には、分園は含まない。

※ 未移行幼稚園を含む。



保育所等の待機児童数の推移



就学前児童数：新子育て安心プランより
 保育所等利用児童数、認可定員、待機児童数・待機児童数調査より（共に、こども家庭庁実施）

【待機児童の定義（厚生労働省）】

○保育所等利用待機児童

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないもの

▶ 利用施設

- : 特定教育保育施設〔保育所、認定こども園(保育所機能部分)、幼稚園(一時預かり(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている施設)〕
- : 地域型保育事業〔小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育〕
- : 企業主導型保育事業

1 市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策(利用定員総数)に係る令和4年度計画と実績との比較について

全体

(1) 確保方策(利用定員総数)の令和4年度計画と実績との差が小さい市町村

① 待機児童あり(R5)	0 市町村	
② 待機児童なし	15 市町村	枕崎市, 出水市, 南さつま市, 南九州市, 三島村, 十島村, 湧水町, 中種子町, 南種子町, 大和村, 宇検村, 喜界町, 徳之島町, 和泊町, 知名町

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和4年度計画と実績との差が大きい市町村

※乖離率±10%以上であって、乖離の実数が10人以上の市町村
 ※乖離率±10%未満であって、乖離の実数が50人以上の市町村

① 待機児童あり(R5)	4 市町	鹿児島市, 奄美市, 姶良市, 天城町
② 待機児童なし	24 市町	鹿屋市, 阿久根市, 指宿市, 西之表市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 志布志市, 伊佐市, さつま町, 長島町, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町, 屋久島町, 瀬戸内町, 龍郷町, 伊仙町, 与論町

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和4年度計画と実績に差が大きい市町村

※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

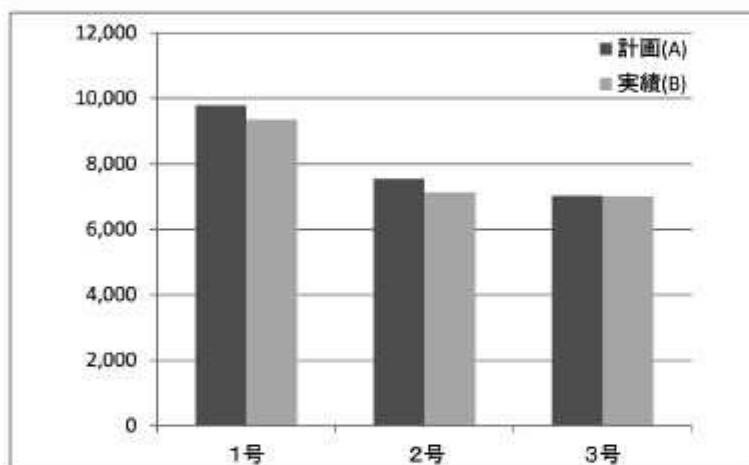
※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童あり

○ 鹿児島市

待機児童21人 (R5.4.1時点)

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	9,795	7,553	7,027	24,375
実績(B)	9,371	7,139	7,010	23,520
(B)-(A)	▲ 424	▲ 414	▲ 17	▲ 855



【理由】

・保育士不足等により、利用定員減を行う施設があったことなどから、計画における定員増の計画を達成できていない。

【対策】

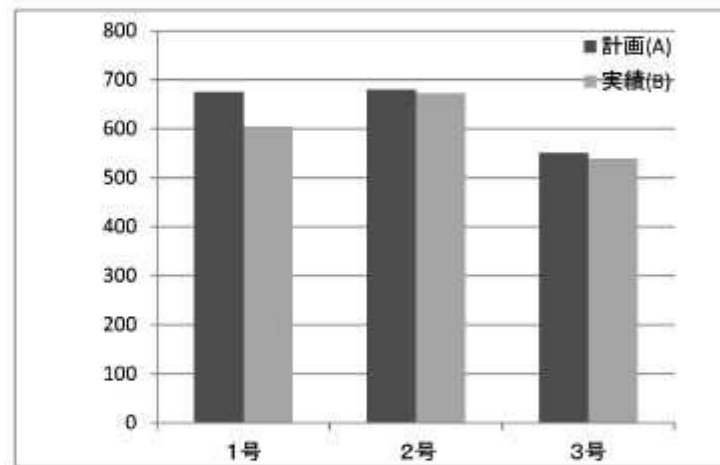
・既存施設を活用した定員増に加え、地域型保育事業も含めた施設の整備により、必要数の確保を行う。

・潜在・県外保育士就職奨励金などの従来の取組みに加え、民間保育士等処遇改善補助金の創設や保育士等奨学金返済補助の対象拡充など、保育士等の確保や職場定着及び離職防止を図るための取組みをさらに進めていく。

○ 奄美市

待機児童25人 (R5.4.1時点)

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	675	681	551	1,907
実績(B)	605	673	539	1,817
(B)-(A)	▲ 70	▲ 8	▲ 12	▲ 90



【理由】

・1号認定について、見込みよりもニーズが減少し、利用定員を減らしたため。

【対策】

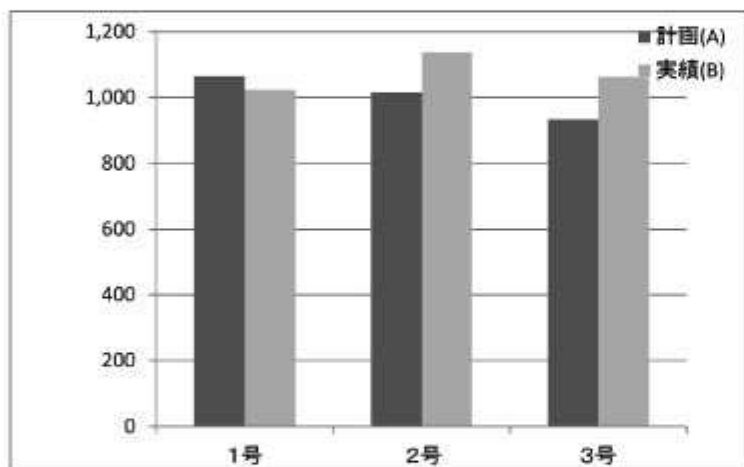
・1号定員については、次期計画にて確保方策を見直す。

・また、3号認定について、待機児童が発生しているため、小規模保育施設の新設を検討している。

○ 始良市

待機児童13人 (R5.4.1時点)

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	1,065	1,016	934	3,015
実績(B)	1,024	1,138	1,063	3,225
(B)-(A)	▲ 41	122	129	210



【理由】

・令和2～4年度にかけて新設や改修等複数の施設整備が行われ、確保量が拡充したため。

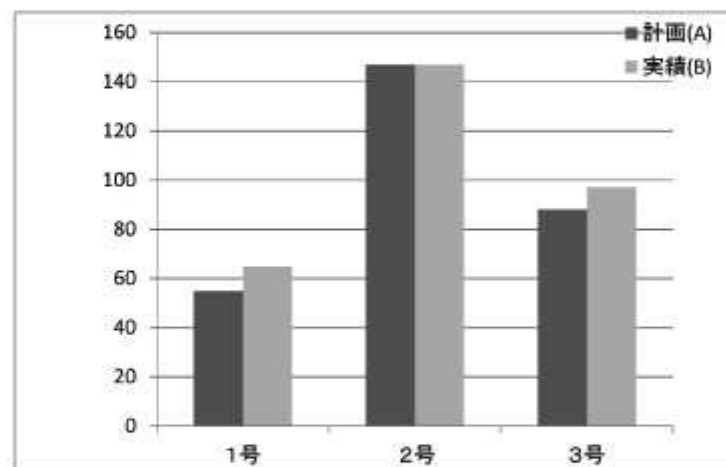
【対策】

・次期計画策定に向けたニーズ調査にて計画値の修正を図る。
・待機児童解消を図るため、県保育士人材バンクとの連携を検討する。

○ 天城町

待機児童2人 (R5.4.1時点)

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	55	147	88	290
実績(B)	65	147	97	309
(B)-(A)	10	0	9	19



【理由】

・1号は、長期間利用定員の見直しをしていなかったため、3号認定については、0歳児の利用が例年に比べ一時的に多かったため。

【対策】

・1号定員について、今後の幼児数の推移に合わせて、計画の見直しを行う。
・3号定員について、今後人口減少が見込まれるものの、待機児童が発生しているため、計画、利用定員共に見直す予定。併せて、子育て支援員研修の研修機会の確保や保育士の労働環境改善等を行い、保育士確保に取り組む。

各市町における待機児童発生理由及び解消に向けた取組

市町村	待機児童数		待機児童が発生している理由	待機児童解消に向けた取組
	R4.4.1	R5.4.1		
鹿児島市	136	21	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学前児童数及び保育所等の利用申込児童数は減少しているものの、保育需要は高い状況が続いている。 ○ 保育士等の不足などにより利用定員まで受け入れることができない施設がある。 ○ 区域によっては保育の受け皿が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用定員増に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等設置支援事業 ・ 利用定員拡大促進補助事業 ・ 市立保育所改修事業 ○ 保育士確保に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士・保育所支援センター運営事業 ・ 潜在保育士就職奨励金事業 ・ 県外保育士就職奨励金事業 ・ 保育士等確保情報発信事業 ・ 保育士等奨学金返済補助事業 ・ 私立保育所等補助事業（保育体制強化・宿舎借り上げ） ・ 関係機関等と連携した保育士確保事業 ・ 保育士資格取得支援事業 ・ 保育所等紙おむつ処理支援補助事業 ・ 市立保育所紙おむつ処理事業 ・ 官民連携による紙おむつの定額利用サービスの試行 ・ 給付費等申請クラウドシステム導入事業 ・ 市立保育所ICT化推進事業 ・ 保育所等業務効率化推進事業 ・ 民間保育士等処遇改善補助事業 ○ 利用調整に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢別利用調整 ・ SMSを活用した保育所等情報発信事業 ○ その他の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等利用給付費等事業 ・ 3歳未満児受入促進補助事業 ・ 児童福祉施設整備費等補助事業 ・ 医療的ケア児受入体制検討事業

各市町における待機児童発生理由及び解消に向けた取組

市町村	待機児童数		待機児童が発生している理由	待機児童解消に向けた取組
	R4.4.1	R5.4.1		
奄美市	—	25	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルスの収束や物価高騰等の要因により女性の就業意欲が高まったことで申込人数が昨年度より増加した。 ○ 保育人材の確保が困難で利用定員未満の受け入れ児童数となった施設や利用定員を減らした施設があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 待機児童がすべて3歳未満児であるため、小規模保育施設の新設を検討中。 ○ 保育士の業務負担軽減と離職防止のため、保育補助者雇用強化事業の導入を検討中。
始良市	10	13	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育人材の確保が困難だったため、利用定員数の見込みを達成できなかった。 ○ 女性の就業意欲の高まりや幼児教育・保育の無償化に伴う保育ニーズの拡大により、申込者数が想定以上に増加したため。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県保育士人材バンクとの提携を検討する。
天城町	—	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象児童が医療的ケア児であり、受け入れ体制（人員・設備等）が整わなかったため。 ○ 両親共に求職活動中だったため。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療的ケア児の受け入れ体制整備のため、人材確保及び施設整備等をすすめる。 ○ 保育士不足を解消するため、今後、保育士としての就労につながるような研修機会（子育て支援員研修等）の確保に取り組む。
合計	* 148	61	※令和4年度は南さつま市の待機児童2名を含む。（令和5年度は待機児童なし）	

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和4年度計画と実績に差が大きい市町村

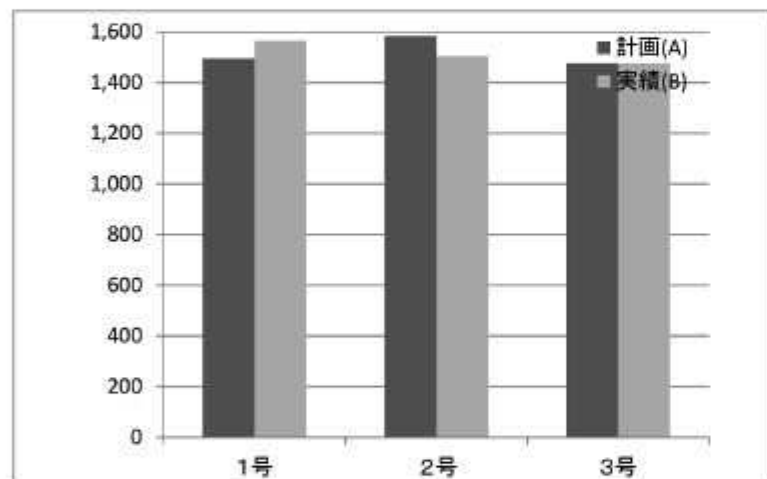
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 鹿屋市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	1,496	1,584	1,476	4,556
実績(B)	1,565	1,503	1,476	4,544
(B)-(A)	69	▲ 81	0	▲ 12



【理由】

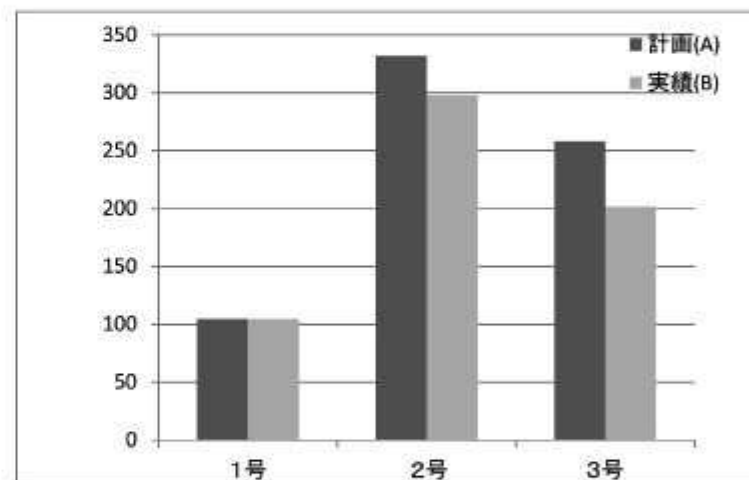
- ・1号は、見込みよりも教育ニーズが高まり、認定こども園への移行と既存施設の定員増が進んだことで、計画を上回る実績となったため。
- ・2号は、計画策定時と比較し、人口減少に伴う利用者の減少から定員減を行う施設も生じているため。

【対策】

- ・人口減少及び少子化が計画策定時よりも早いペースで進んでいるため、計画の中間見直しを行った。

○ 阿久根市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	105	332	258	695
実績(B)	105	298	202	605
(B)-(A)	0	▲ 34	▲ 56	▲ 90



【理由】

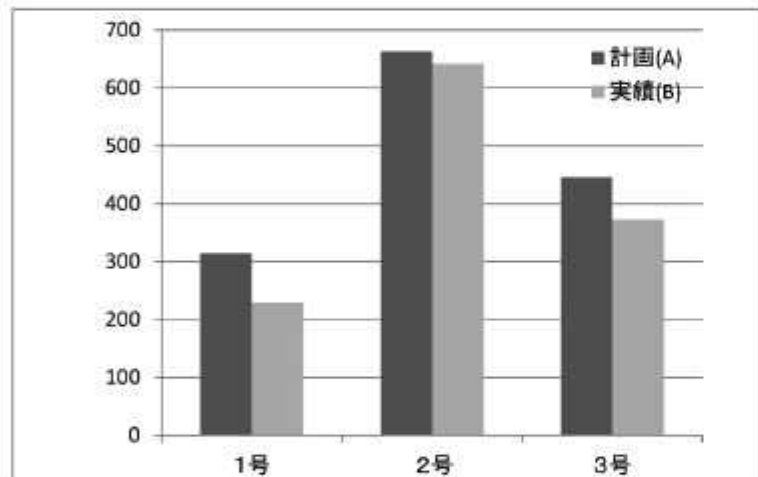
- ・入所者数の減少に伴い、各施設の利用定員を変更(減)したため。

【対策】

- ・今後は、計画の見直しも検討していくこととする。

○ 指宿市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	315	663	446	1,424
実績(B)	230	642	373	1,245
(B)-(A)	▲ 85	▲ 21	▲ 73	▲ 179



【理由】

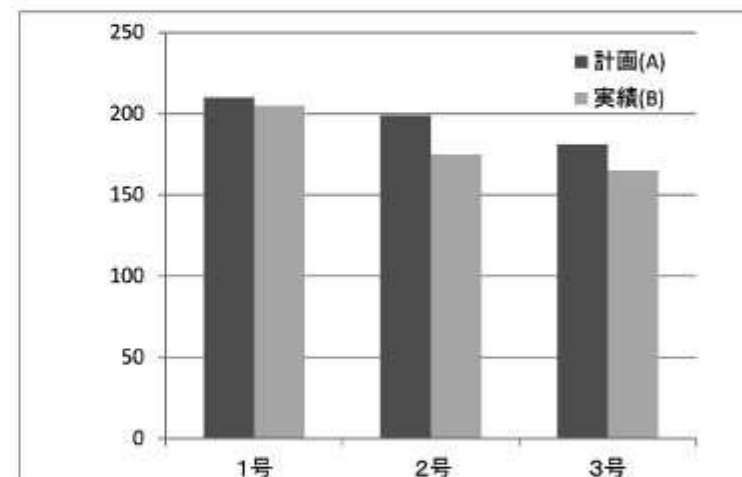
・入所児童数の減少や職員不足等の影響により利用定員の変更(減)を行う施設があったため、計画を下回った。

【対策】

・弾力化により受け皿を確保している部分もあるため、必要に応じて計画の見直しを検討する。

○ 西之表市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	210	199	181	590
実績(B)	205	175	165	545
(B)-(A)	▲ 5	▲ 24	▲ 16	▲ 45



【理由】

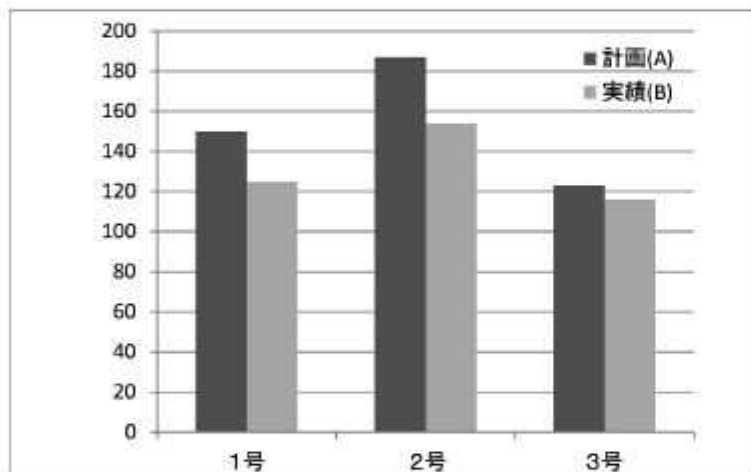
・出生数の低下及び転出者数が転入者数を上回ったこと等により、児童数が減少しており、計画を下回った。

【対策】

・人口推計を基に適時見直す。

○ 垂水市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	150	187	123	460
実績(B)	125	154	116	395
(B)-(A)	▲ 25	▲ 33	▲ 7	▲ 65



【理由】

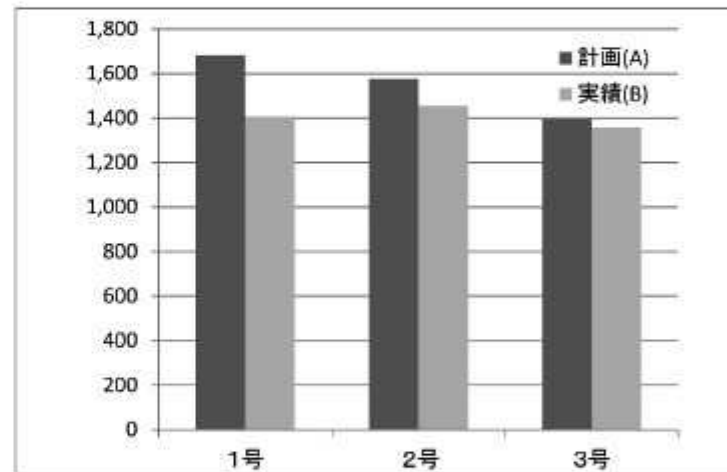
・保育所の閉園、認定こども園の定員減により、実績が計画を下回ったため。

【対策】

・定員に余裕があるため動向を注視する。

○ 薩摩川内市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	1,682	1,577	1,396	4,655
実績(B)	1,406	1,457	1,358	4,221
(B)-(A)	▲ 276	▲ 120	▲ 38	▲ 434



【理由】

・1号・2号(特に1号)はニーズが激減しており、実績が計画を下回ったため。

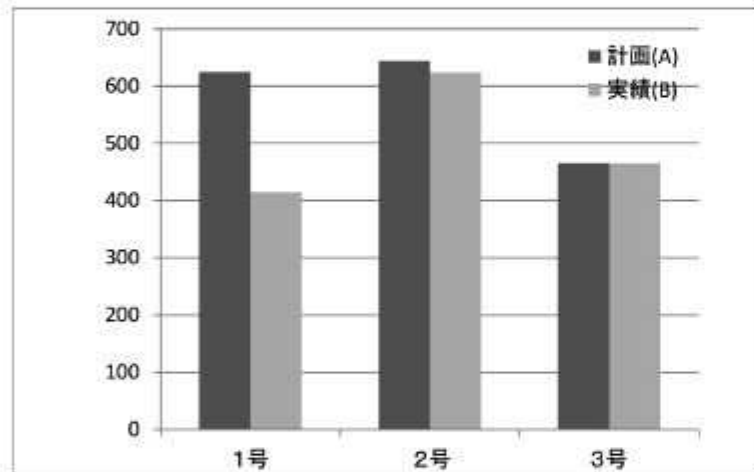
過大になった要因としては、計画を作成する時期(令和元年度)に、幼児教育・保育の無償化となり、それに伴い利用者が増えると思込んだためと考えられる。

【対策】

・令和5年度以降の量の見込み及び確保の内容に関し、令和5年度については、当該年度の申込み状況及び施設の利用定員の変更等を勘案し、見込みを算出し中間見直しを行った。

○ 日置市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	625	644	466	1,735
実績(B)	415	624	466	1,505
(B)-(A)	▲ 210	▲ 20	0	▲ 230



【理由】

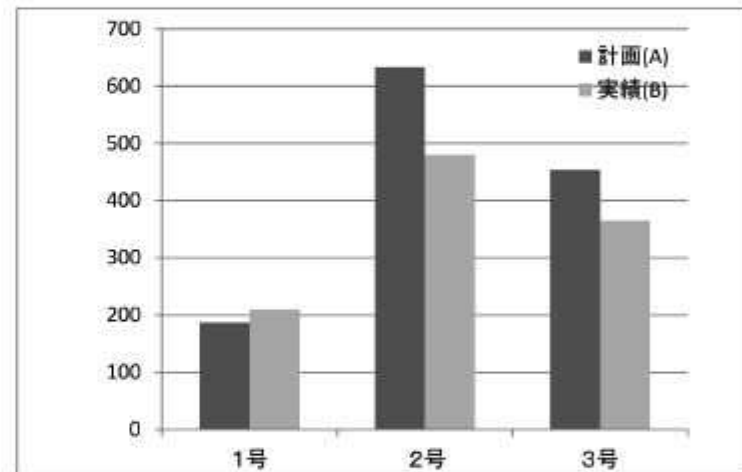
・計画よりも教育ニーズが減少したことに伴い、実利用人員を考慮して利用定員を減少させたため。

【対策】

・次期計画においては、教育から保育へのニーズの移行を踏まえて、既存施設の利用定員増や新規施設の設置により2・3号の利用定員を見直す予定。

○ 曾於市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	187	634	454	1,275
実績(B)	210	480	365	1,055
(B)-(A)	23	▲ 154	▲ 89	▲ 220



【理由】

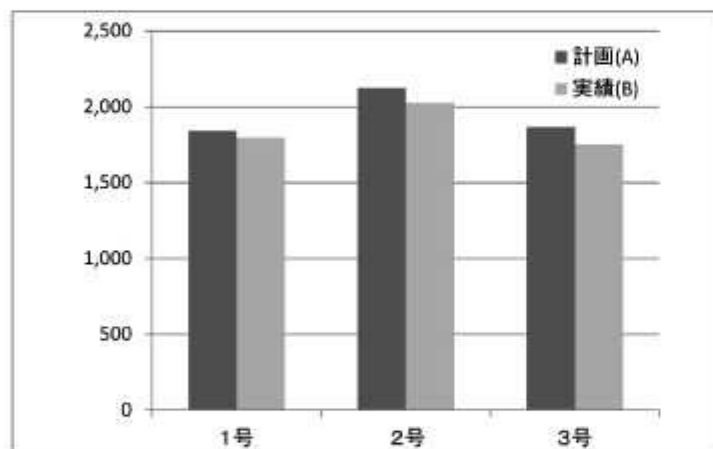
・計画よりも保育ニーズが減少し、教育ニーズが高まったため。

【対策】

・今後については、人口減少が見込まれるため計画を見直す予定。

○ 霧島市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	1,844	2,125	1,866	5,835
実績(B)	1,799	2,030	1,753	5,582
(B)-(A)	▲ 45	▲ 95	▲ 113	▲ 253



【理由】

・新型コロナウイルス感染症の影響から、3号認定対象者の利用控えが生じている。

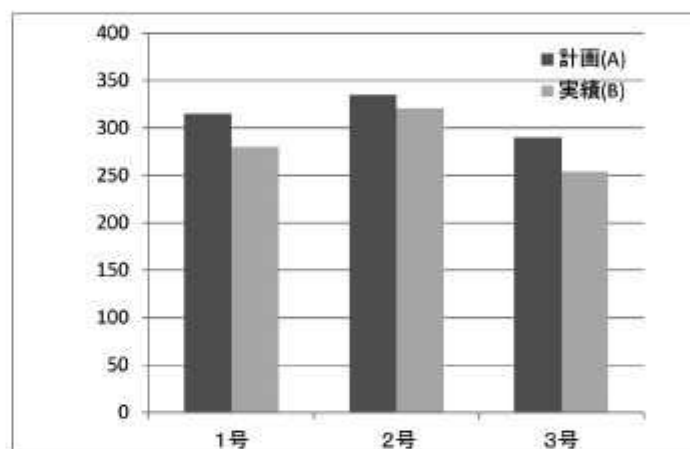
また、企業主導型保育事業(認可外保育施設)を利用する事例もあった。加えて、保育教諭等の確保が困難なことから定員増については、純化傾向にある。

【対策】

・令和4年度に計画の中間見直しに当たり、利用定員総数を変更した。

○ いちき串木野市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	315	335	290	940
実績(B)	280	321	254	855
(B)-(A)	▲ 35	▲ 14	▲ 36	▲ 85



【理由】

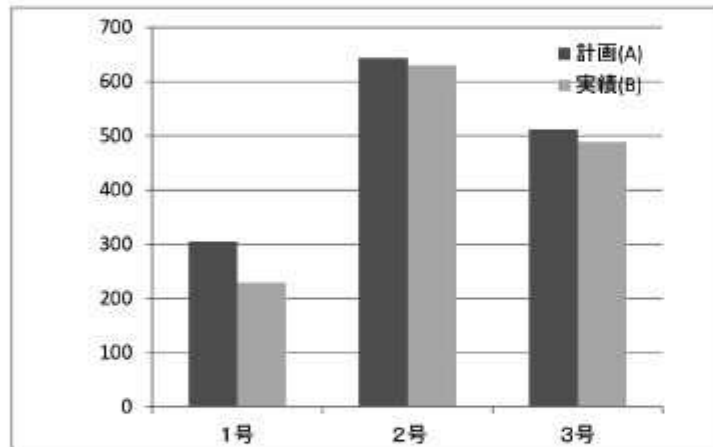
・閉園、休園、定員変更等により、計画時の利用定員数を実績が下回ったため。

【対策】

・計画(令和5年度以降)の中間見直しを実施した。

○ 志布志市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	305	644	512	1,461
実績(B)	230	631	480	1,350
(B)-(A)	▲ 75	▲ 13	▲ 23	▲ 111



【理由】

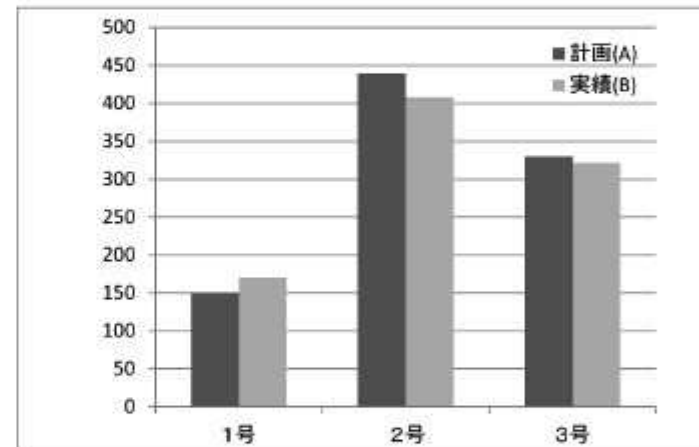
・児童数の減少が著しいことにより、1号認定の実績が計画を大きく下回ったため。

【対策】

・児童数を増やすための施策を進める必要がある。

○ 伊佐市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	150	440	330	920
実績(B)	170	408	322	900
(B)-(A)	20	▲ 32	▲ 8	▲ 20



【理由】

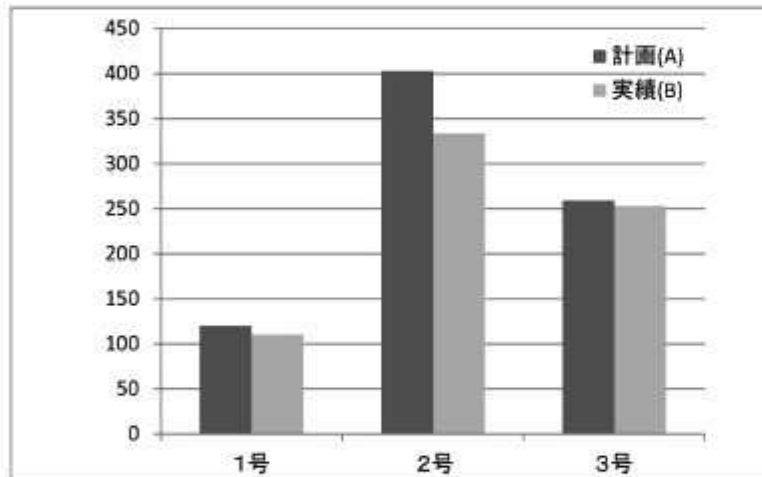
・事業計画よりも多くの保育所が認定こども園へ移行し、1号(教育)利用定員が増加したため。

【対策】

・今後、既存施設の利用定員減と新たに保育所型認定こども園へ移行する施設による定員増で均衡が図られる。

○ さつま町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	120	403	259	782
実績(B)	110	334	253	697
(B)-(A)	▲ 10	▲ 69	▲ 6	▲ 85



【理由】

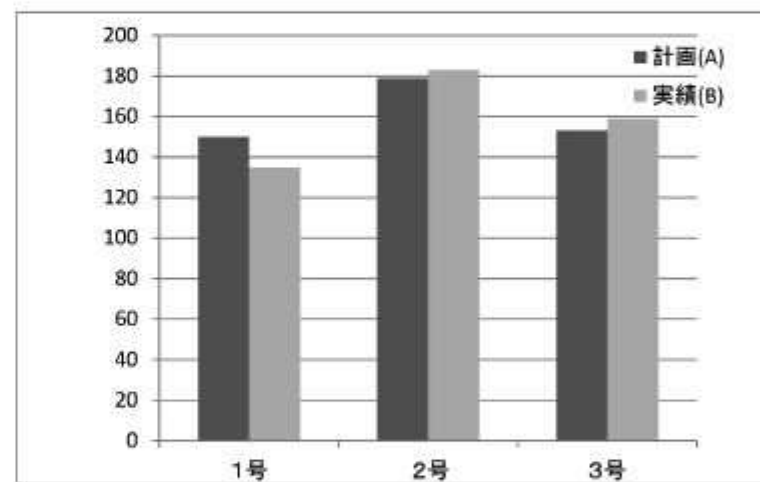
- ・1号:計画時点で定員に含まれていた公立幼稚園が休園したため。
- ・2号:人口減少に伴って、計画期間中に定員の見直しが行われているため。

【対策】

計画よりも教育・保育ニーズが少なくなっているため、利用定員の見直しを検討する。

○ 長島町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	150	179	153	482
実績(B)	135	183	159	477
(B)-(A)	▲ 15	4	6	▲ 5



【理由】

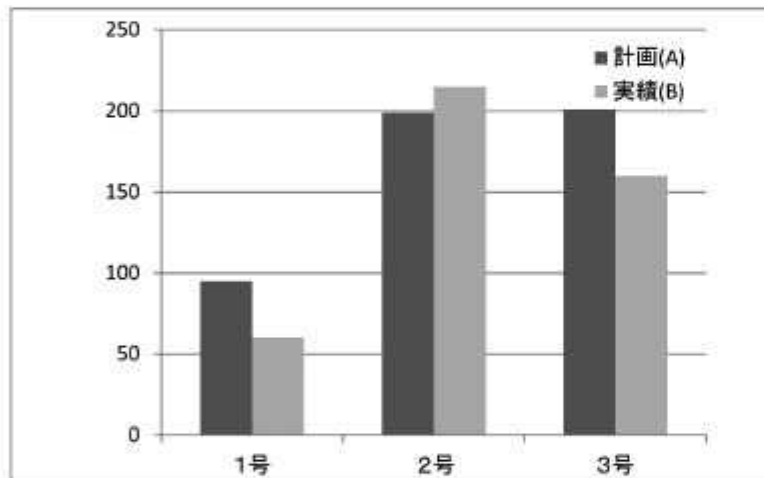
- ・計画より教育ニーズが少なく、保育ニーズが高まったため。

【対策】

・今後、直近のニーズ等を勘案して計画見直しの必要性について、検討を行う。

○ 大崎町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	95	199	201	495
実績(B)	60	215	160	435
(B)-(A)	▲ 35	16	▲ 41	▲ 60



【理由】

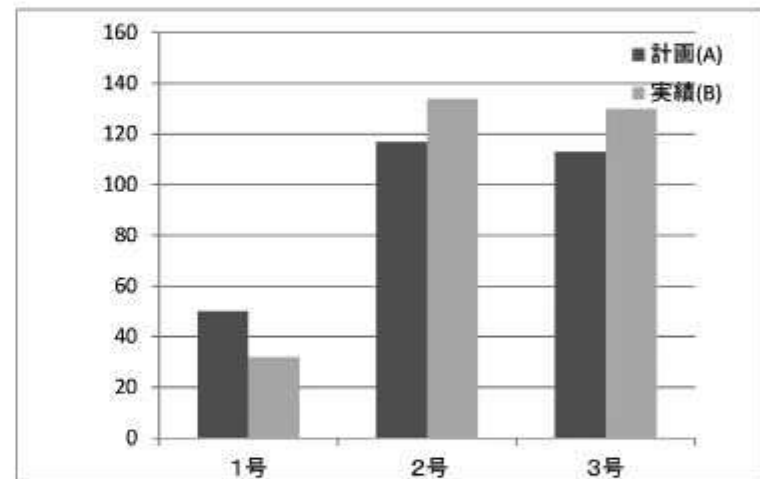
・教育ニーズの減少及び利用者の減少に応じて、利用定員数を下方修正したため。

【対策】

・次期計画では、直近のニーズや人口減少等を勘案して計画を見直す予定。

○ 東串良町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	50	117	113	280
実績(B)	32	134	130	296
(B)-(A)	▲ 18	17	17	16



【理由】

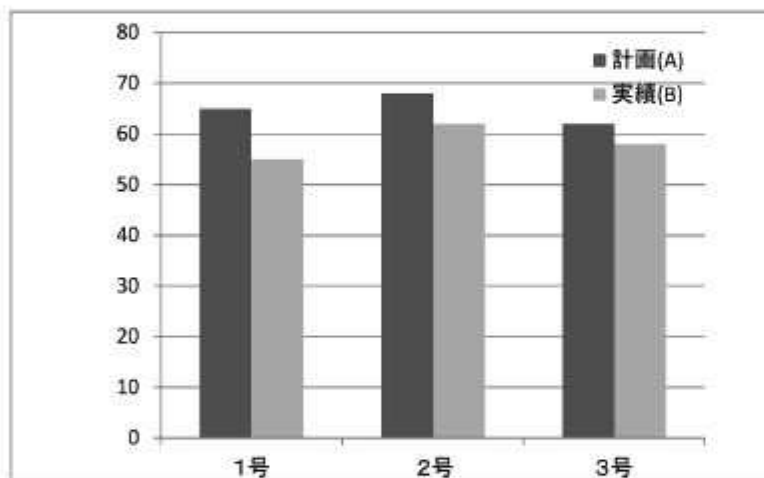
・計画よりも教育ニーズが少なく、保育ニーズが高まったため。

【対策】

・各園が弾力的に受入を行った結果、待機児童は生じていないが、今後人口減少が見込まれる中、保育需要が高まるのであれば利用定員の見直しが必要になると考えている。

○ 錦江町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	65	68	62	195
実績(B)	55	62	58	175
(B)-(A)	▲ 10	▲ 6	▲ 4	▲ 20



【理由】

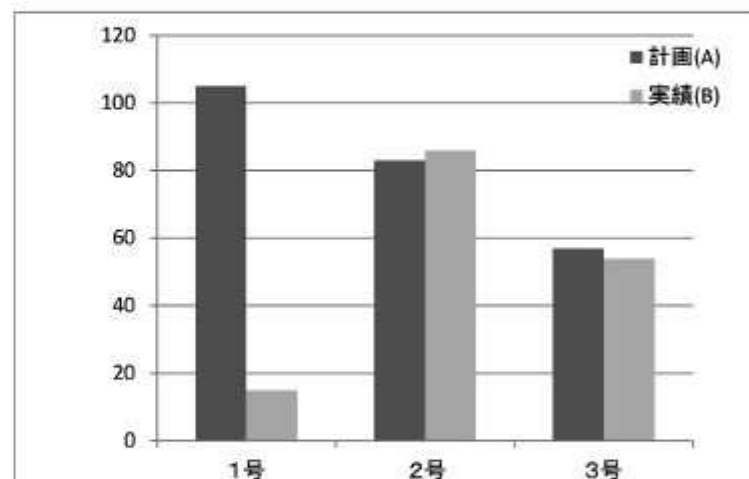
・1号については、当初計画よりも教育ニーズの利用希望者数が減少したため。

【対策】

・教育・保育ニーズの実態把握に努め、利用定員の適正化を進める。

○ 南大隅町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	105	83	57	245
実績(B)	15	86	54	155
(B)-(A)	▲ 90	3	▲ 3	▲ 90



【理由】

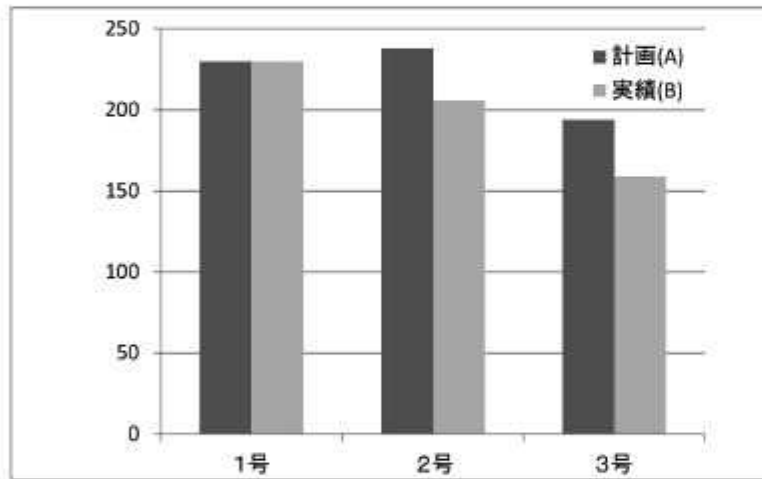
・令和4年度から町立の幼稚園が廃止となり、1号の利用定員が大きく減少した。

【対策】

・1号については現在の利用定員と今後のニーズを踏まえ、計画を見直す予定。

○ 肝付町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	230	238	194	662
実績(B)	230	206	159	595
(B)-(A)	0	▲ 32	▲ 35	▲ 67



【理由】

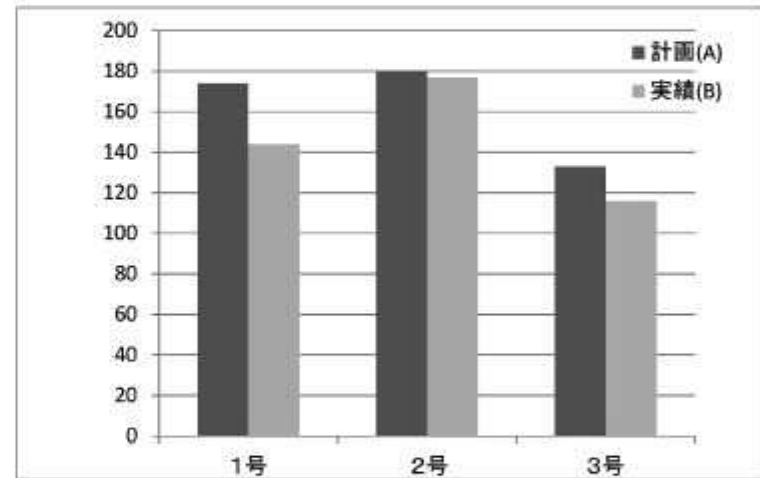
・利用児童数の減少のため、利用定員を増やせず実績が小さくなったため。

【対策】

・今後について、児童数の減少が見込まれるため2、3号認定の定員数を減らすように計画を見直す予定。

○ 屋久島町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	174	180	133	487
実績(B)	144	177	116	437
(B)-(A)	▲ 30	▲ 3	▲ 17	▲ 50



【理由】

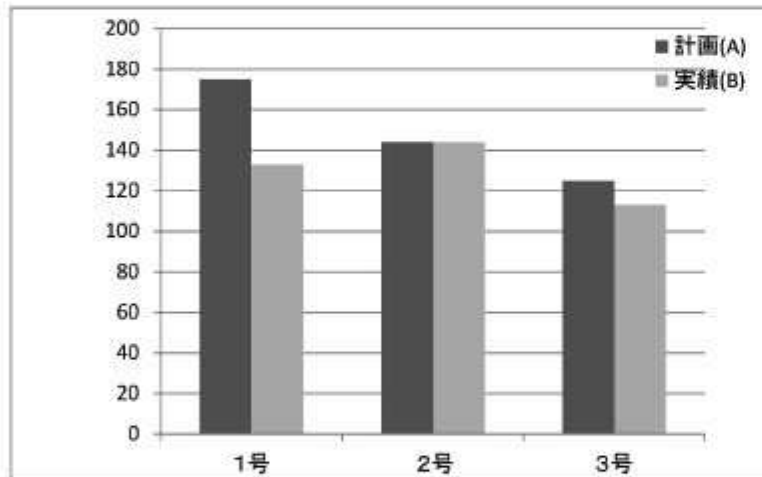
1号の利用者減少により、結果的に計画を実績が大きく下回ったため。

【対策】

1号認定の利用者減少に伴い、計画を見直すことを検討する。

○ 瀬戸内町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	175	144	125	444
実績(B)	133	144	113	390
(B)-(A)	▲ 42	0	▲ 12	▲ 54



【理由】

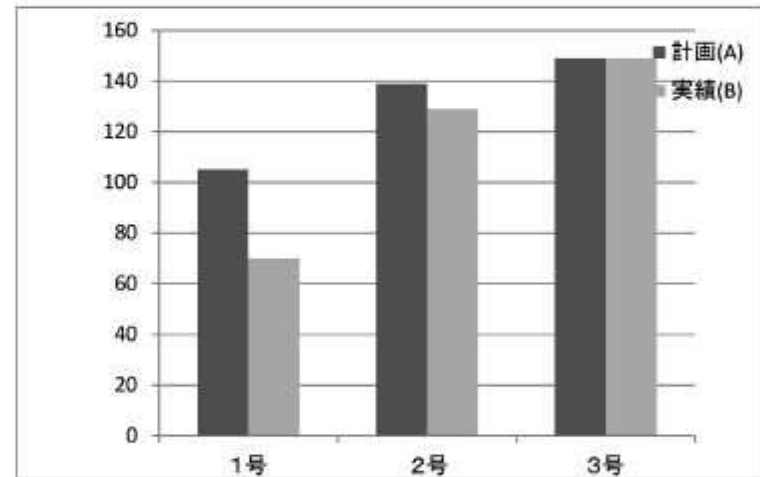
・1号については、計画作成時より、共働き世帯が増えたことで保育ニーズが上昇し、教育ニーズが減少したため。

【対策】

・1号認定においては、利用定員総数を実情に合わせて見直しを図っていく。

○ 龍郷町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	105	139	149	393
実績(B)	70	129	149	348
(B)-(A)	▲ 35	▲ 10	0	▲ 45



【理由】

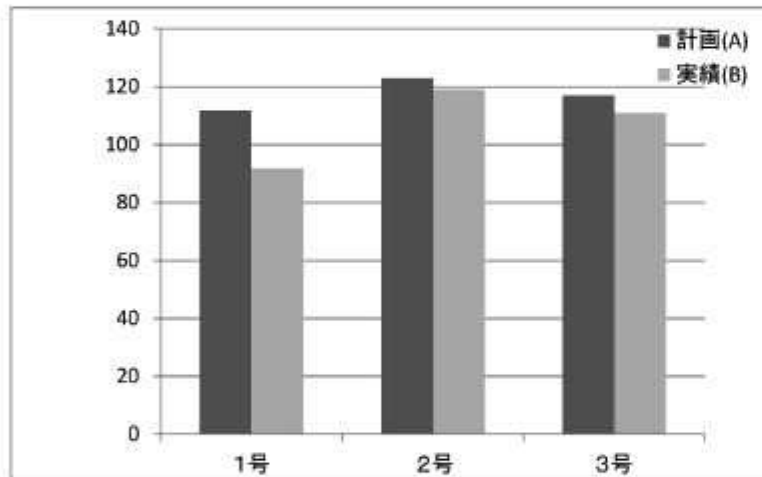
・1号について、へき地保育所1か所休所となったため。

【対策】

・待機児童もなく、利用人数の減少で1号の施設を休所するなど、1号のニーズの見込みが過大だったため、実態に合わせて、今後の計画を見直す予定。

○ 伊仙町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	112	123	117	352
実績(B)	92	119	111	322
(B)-(A)	▲ 20	▲ 4	▲ 6	▲ 30



【理由】

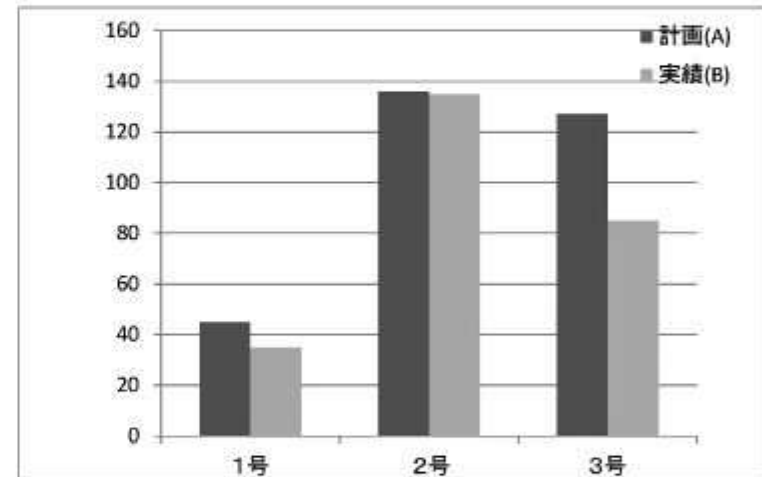
・1号については、保育ニーズの上昇により、教育ニーズが減少したため。

【対策】

・直近のニーズを基に、1号の計画・利用定員の見直しを行う。

○ 与論町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	45	136	127	308
実績(B)	35	135	85	255
(B)-(A)	▲ 10	▲ 1	▲ 42	▲ 53



【理由】

・令和3年度に町立こども園を1園閉園したことで、計画時より利用定員数が減少したため。

【対策】

・次期計画において、各号とも定員を減ずる方向で見直す予定。

2 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

(1) 認定こども園への移行に必要な整備等の促進

施策等 (担当課)	令和4年度 本県の具体的取組	課題等	令和5年度の取組予定
保育所等整備交付金 (子育て支援課)	<p><1> 目的 保育所、認定こども園（保育所機能部分）等の施設整備に要する費用の一部を補助し、保育所待機児童の解消等を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等 ・保育所等整備：14市町 22施設</p>	市町村の計画的な整備に対応するための十分な予算（国費）を確保する必要がある。	<p>○就学前教育・保育施設整備交付金（R5～）</p> <p><1> 目的 保育所、認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助し、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を図る。</p>
子ども・子育て支援総合対策事業 (子育て支援課)	<p>○ 認定こども園施設整備事業</p> <p><1> 目的 認定こども園（幼稚園機能部分）の施設整備に要する費用の一部を補助し、子どもを安心して育てることが出来るよう体制整備を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等 ・認定こども園整備：9市 10施設 ※ 繰越分2施設を含む</p>	市町村の計画的な整備に対応するための十分な予算（国費）を確保する必要がある。	<p><2> 実施計画 14市町 25施設 ※ うち認定こども園施設整備 8市町 13施設</p>
安心こども基金総合対策事業 (子育て支援課)	<p>1 保育所等緊急整備事業</p> <p><1> 目的 認定こども園（保育所機能部分）の施設整備に要する費用の一部を補助し、子どもを安心して育てることが出来るよう体制整備を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等 0市 0施設</p> <p>2 認定こども園整備事業</p> <p><1> 目的 認定こども園（幼稚園機能部分）の施設整備に要する費用の一部を補助し、子どもを安心して育てることが出来るよう体制整備を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等 0市 0施設</p>	平成20～27年度に基金を造成し、平成21～令和2年度に施設整備を行ったが、現在は、保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金にシフトしている。	—

<参考> 保育所等の整備状況

	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		計	R5年度 (計画)	
	H26 繰越等	H27	H27 繰越等	H28	H28 繰越等	H29	H29 繰越等	H30	H30 繰越等	R元	R元 繰越等	R2	R2 繰越等	R3	R3 繰越等	R4		R4 繰越等	R5
整備箇所数	8	17	12	16	8	22	2	30	9	28	8	11	9	10	6	16	215	0	28
うち定員増を伴う整備箇所数	6	14	7	12	4	16	2	14	4	16	4	5	4	4	2	2	102	0	6
整備に伴う定員増人数(人)	130	587	146	549	63	527	63	488	48	685	41	145	93	160	25	20	3,770	0	141

(2) 教育・保育に従事する者の確保と資質の向上

ア 確保方策

施策等 (担当課)	令和4年度 本県の具体的取組	課題等	令和5年度の取組予定
保育教諭の人材育成 (子育て支援課)	<p><1> 目的 認定こども園制度への円滑な移行・促進を図るため、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例制度及び保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得特例制度の利用の周知を促すとともに、補助制度の利用促進を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等 特例制度利用による保育士試験合格者 16人 (補助制度) 保育教諭確保のための保育士資格等取得支援事業 0人 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 14人</p>	特例制度は、令和6年度末までとなっていることから、制度利用を促進する必要がある。	<p>保育士の人材育成 引き続き特例制度利用の周知を促すとともに、補助制度の利用促進を図る。</p> <p>保育教諭確保のための保育士資格等取得支援事業 2人 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 5人</p>

施策等 (担当課)	令和4年度 本県の具体的取組	課題等	令和5年度の取組予定
保育士の人材育成 (保育士修学資金 貸付等事業) (子育て支援課)	<p>1 保育士修学資金貸付</p> <p><1> 目的 指定保育士養成施設卒業後、鹿児島県内において保育業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸し付け、その修学を容易にすることにより、保育士の養成確保を図る。</p> <p><2> 対象者 指定保育士養成施設に在学する学生</p> <p><3> 実施状況・成果等 貸付人数 50人</p> <p>2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付</p> <p><1> 目的 未就学児を持つ保育士に対し当該保育士の子どもの保育料の一部を貸し付けることにより、保育士の確保を図る。</p> <p><2> 対象者 ※保育士として週20時間以上勤務</p> <p>① 未就学児を持つ保育士であって県内の保育所等に新たに勤務する者</p> <p>② 保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であり、産後休暇又は育児休業から復帰する者</p> <p><3> 実施状況・成果等 新規貸付なし</p> <p>3 就職準備金貸付</p> <p><1> 目的 潜在保育士に対し就職のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育士の確保を図る。</p> <p><2> 対象者 ※保育士として週20時間以上勤務</p> <p>① 保育所等を離職した者や勤務経験の無い者</p> <p>② 保育所等に新たに勤務する者</p> <p><3> 実施状況・成果等 新規貸付なし</p>	<p>保育士人材確保のため、保育士資格の新規取得者の確保や保育士の離職防止、潜在保育士の再就職支援が必要である。</p>	<p>1 保育士修学資金の貸付実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付人数 70人 ・貸付金額 1人160万円以内 <p>2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付人数 4人 ・貸付金額 月額27,000円以内 <p>3 就職準備金の貸付実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付人数 4人 ・貸付金額 20万円以内
保育士の人材育成 (保育士人材バンク事業) (子育て支援課)	<p><1> 目的 県内の待機児童の解消を図るため、県が行う保育士登録の仕組みを活用した「鹿児島県保育士人材バンク」を設置し、保育人材確保に取り組む市町村に対して必要な情報を提供する。</p> <p><2> 実施状況・成果等 令和5年3月31日現在の登録者数 377人</p>	<p>登録者数の拡大を図るため、県内の潜在保育士や新規保育士登録者に周知する必要がある。</p>	<p>「保育士人材バンク」の設置・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鹿児島県保育士人材バンク」WEBシステムの運営・管理 ・市町村との業務提携 ・市町村の活用を促進するため、市町村説明会の実施 ・潜在保育士に対する「保育士人材バンク」への登録勧奨

施策等 (担当課)	令和4年度 本県の具体的取組	課題等	令和5年度の取組予定
保育士の再就職支援(子育て支援課)	<p><1> 目的 復職を希望する潜在保育士に対し、県下各地域の最新の求人情報を個別に提供するとともに、保育士講座の動画を作成し、公開した。</p> <p><2> 実施状況・成果等 ・保育士講座 Youtube(鹿児島労働局チャンネル) 139回視聴</p>	再就職を希望する潜在保育士の掘り起こしに引き続き取り組む必要がある。	<p>保育士の再就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士への情報提供 ・復職支援研修会の開催 ・保育体験の開催
保育士等の処遇改善(子育て支援課)	<p><1> 目的 質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、やりがいを持って働き続けられる職場環境づくりを推進するため、保育士等の処遇改善を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技能・経験を積んだ職員への加算 <ul style="list-style-type: none"> ・分野別リーダー等 月額5千円(上限)アップ ・副主任保育士等 月額4万円(上限)アップ <p>【キャリアパス構築の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育の職場いきいき推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士等処遇改善セミナー 受講者:73人 ・魅力ある職場づくり講座 受講者:43人 	保育士等の処遇改善を図るため、引き続き施設長の意識啓発を図る必要がある。	<p>【処遇改善等加算の活用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技能・経験を積んだ職員への加算 <ul style="list-style-type: none"> ・分野別リーダー等 月額5千円(上限)アップ ・副主任保育士等 月額4万円(上限)アップ <p>【キャリアパス構築の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育の職場いきいき推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士等処遇改善セミナー ・魅力ある職場づくり講座
医療的ケア児の受入支援(子育て支援課)	<p><1> 目的 医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師等の配置や必要な研修の受講等への支援を実施する。</p> <p><2> 実施状況・成果等 ・実施市町村・施設数 4市町4施設</p>	県内の多くの保育所等で医療的ケア児の受け入れが可能となるよう、引き続き支援を行う必要がある。	<p>医療的ケア児の受入体制整備に伴う経費の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施市町村・施設数 5市11施設 ・看護師等の配置 ・研修の受講支援 等

イ 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者の確保と資質の向上に対する支援

施策等 (担当課)	令和4年度 本県の具体的取組	課題等	令和5年度取組予定																																			
子育て支援員研修 (子育て支援課)	<p> <1> 目的 地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、研修を実施し、子ども・子育て支援新制度において創設された「子育て支援員」の養成を図る。 <2> 実施状況・成果等 ・実施日：令和4年4月27日～令和5年1月12日のうち希望するコース日程（利用者支援事業特定型、社会的養護コース以外） ・実施地区：オンライン（実技等は、鹿児島、鹿屋、薩摩川内、霧島で開催） 実施コース等： </p> <table border="1" data-bbox="450 635 1227 922"> <thead> <tr> <th>実施地区</th> <th>研修内容</th> <th>受講者数</th> <th>修了者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">オンライン等</td> <td>基本研修</td> <td>410</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域保育コース</td> <td>地域型保育</td> <td>253</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td>104</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>ファミリーサポートセンター事業</td> <td>86</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>放課後児童コース</td> <td>67</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>社会的養護コース</td> <td colspan="2">中止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域子育て支援コース</td> <td>利用者支援事業・基本型</td> <td>33</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>利用者支援事業・特定型</td> <td colspan="2">中止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域子育て支援拠点事業</td> <td>98</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table>	実施地区	研修内容	受講者数	修了者数	オンライン等	基本研修	410	405	地域保育コース	地域型保育	253	221	一時預かり事業	104	96	ファミリーサポートセンター事業	86	74	放課後児童コース	67	60	社会的養護コース	中止		地域子育て支援コース	利用者支援事業・基本型	33	30	利用者支援事業・特定型	中止			地域子育て支援拠点事業	98	82	県内の実情や子育て支援員研修のニーズが高いことを踏まえ、引き続き、研修機会の確保を図る。	子育て支援員研修の実施 ○実施日：令和5年9月13日～令和6年1月31日のうち希望するコース日程 ○実施地区：オンライン（実技等は、鹿児島等で開催） ○実施コース：8コース
実施地区	研修内容	受講者数	修了者数																																			
オンライン等	基本研修	410	405																																			
	地域保育コース	地域型保育	253	221																																		
		一時預かり事業	104	96																																		
		ファミリーサポートセンター事業	86	74																																		
	放課後児童コース	67	60																																			
	社会的養護コース	中止																																				
	地域子育て支援コース	利用者支援事業・基本型	33	30																																		
		利用者支援事業・特定型	中止																																			
	地域子育て支援拠点事業	98	82																																			

施策等 (担当課)	令和4年度 本県の具体的取組	課題等	令和5年度の取組予定
放課後子ども総合 プラン推進事業 〔放課後児童支援 員の認定資格研 修〕 (子育て支援課)	<p><1> 目的 放課後児童クラブの量の拡大と質の向上を図るため、放課後児童クラブの「支援の単位」ごとに、2人以上配置が必要とされている放課後児童支援員の資格を認定する。</p> <p><2> 実施状況・成果等 放課後児童支援員の認定者 463人 〔資格要件：研修の修了〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回鹿児島会場(9/21~9/24, 10/3) 資格取得者 129人 ・第2回鹿児島会場(9/28~10/2) 資格取得者 89人 ・第3回北薩会場(12/3~12/7) 資格取得者 62人 ・第4回霧島会場(1/13~1/17) 資格取得者 78人 ・第5回鹿屋会場(1/27~1/31) 資格取得者 42人 ・第6回始良会場(2/2~2/6) 資格取得者 63人 	資格取得者をより多く確保するため、引き続き、研修機会を確保する必要がある。	放課後児童支援員認定資格研修の実施 ・鹿児島会場(9/25~9/28) 定員 150人 ・霧島会場(10/12~10/15) 定員 100人 ・北薩会場(11/11~11/14) 定員 100人 ・鹿屋会場(1/18~1/21) 定員 50人
放課後子ども総合 プラン推進事業 〔放課後児童支援 員等現任研修〕 (子育て支援課)	<p><1> 目的 放課後児童支援員及び補助員等の資質の向上を図るため、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行う。</p> <p><2> 実施状況・成果等 放課後児童支援員等現任研修の実施</p> <p>【初任者(経験3年未満)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月18日 オンライン 修了者 166人 11月13日 鹿屋会場 修了者 46人 <p>【中堅者(経験3年以上)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月3日 霧島会場 修了者 69人 11月6日 鹿児島会場 修了者 116人 	受講希望者全員が受講できるようにするため、引き続き、研修機会を確保する必要がある。	放課後児童支援員等現任研修の実施 【初任者(経験3年未満)】 7月9日 北薩会場 定員 100人 9月16日 鹿児島会場 定員 100人 【中堅者(経験3年以上)】 7月2日 鹿屋会場 定員 60人 10月30日 鹿児島会場 定員 150人

ウ 幼稚園教諭・保育士に対する研修の実施

施策等 (担当課)	令和4年度 本県の具体的取組	課題等	令和5年度の取組予定												
幼稚園新規採用教員研修会 (義務教育課) (子育て支援課)	<p><1> 目的 幼稚園新規採用教員に対する研修</p> <p><2> 実施状況・成果等</p> <table border="0"> <tr> <td>① 4/14</td> <td>公立幼稚園 (2人)</td> <td>公立幼稚園以外 (70人)</td> </tr> <tr> <td>② 5/19</td> <td>〃 (2人)</td> <td>〃 (36人)</td> </tr> <tr> <td>③ 7/6~7/7</td> <td>〃 (2人)</td> <td>〃 (57人)</td> </tr> <tr> <td>④ 11/24~11/25</td> <td>〃 (2人)</td> <td>〃 (30人)</td> </tr> </table>	① 4/14	公立幼稚園 (2人)	公立幼稚園以外 (70人)	② 5/19	〃 (2人)	〃 (36人)	③ 7/6~7/7	〃 (2人)	〃 (57人)	④ 11/24~11/25	〃 (2人)	〃 (30人)	職務遂行に必要な事項等を習得するため、引き続き新規採用教員の研修機会を確保する必要がある。	幼稚園新規採用教員研修会の実施 年4回実施 ① 4/13 ② 5/26 ③ 7/6~7/7 ④ 11/21~11/22
① 4/14	公立幼稚園 (2人)	公立幼稚園以外 (70人)													
② 5/19	〃 (2人)	〃 (36人)													
③ 7/6~7/7	〃 (2人)	〃 (57人)													
④ 11/24~11/25	〃 (2人)	〃 (30人)													
幼稚園中堅教諭等資質向上研修 (義務教育課) (子育て支援課)	<p><1> 目的 在職期間が10年に達した公立幼稚園教諭に対して、個々の適正等に応じ資質向上を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等 実施日：令和4年8月1日~8月4日 場 所：県総合教育センター 参加人数：6人</p>	個々の適性等に応じた資質向上を図るため、引き続き中堅教諭等の研修機会を確保する必要がある。	幼稚園中堅教諭等資質向上研修の実施 実施日：7/1~8/3 参加人数：4人												
保育教諭等研修 (認定こども園等における教育の質の向上のための研修事業) (子育て支援課)	<p><1> 目的 教育と保育の一体的提供などについての研修を実施することにより、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：令和4年11月9日、10日 ・場 所：オンライン ・参加人数：60人 ・研修内容：①乳幼児・幼児の保育 ②特別支援教育 ③感染症とその対応 ④保護者への関わりと対応 	幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図るため、引き続き現場の実状に対応した研修を行う必要がある。	保育教諭研修 ・実施時期：11/7												

施策等 (担当課)	令和4年度 本県の具体的取組	課題等	令和5年度の取組予定
保育所特別保育等 研修 (保育所特別保育 等研修事業) (子育て支援課)	<p><1> 目的 保育所職員等の資質向上を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等 オンライン開催 ・実施日：令和5年2月17日～2月21日 ・参加人数：109人 ・研修内容：①事故防止 ②乳幼児の感染症対策と保健衛生 ③保護者への対応 ④人権教育 ⑤障害児保育 ⑥子ども虐待と社会的養護</p>	保育所職員等の資質向上を図るため、引き続き事故防止や感染症予防等の研修を行う必要がある。	保育所特別保育等研修の実施 ・実施時期：令和6年2月頃
保育士等キャリア アップ研修 (子育て支援課)	<p><1> 目的 リーダー的な役割を担う保育士等に対し、厚生労働省の処遇改善加算の要件であるキャリアアップ研修を実施し、専門性の向上を図るとともに、保育の質を高める。</p> <p><2> 実施状況・成果等 保育士等キャリアアップ研修の実施 (新型コロナウイルス対策として、オンラインにて実施) ・指定機関実施分 実施回数：17回 修了者数：1,265人 ・県委託分 実施回数：11回 修了者数：1,373人</p>	保育士等キャリアアップ研修は、処遇改善加算Ⅱの要件となっているため、令和5年度から段階的に要件が引き上げられることを踏まえ、引き続き研修機会を確保する必要がある。	保育士等キャリアアップ研修の実施 ・指定機関実施分 実施回数：31回 定員数：3,973人 ・県委託分(オンラインにて実施) 実施回数：11回 定員数：1,000人
医療的ケア児等受 入体制構築促進事 業 (子育て支援課)	<p><1> 目的 医療的ケア児に関する正しい知識や医療的ケア児を保育所等に受け入れるための対応方法について理解を図るためのセミナーを実施。</p> <p><2> 実施状況・成果等 ・対象者：保育所等の職員や市町村の担当職員 ・参加数：126人 ・日時：令和4年12月19日～令和5年2月28日 ・オンデマンド配信にて実施</p>	県内の保育所等における医療的ケア児受入についての不安等を払拭し、保育所等における受入を促進するため、引き続き意識啓発を行う必要がある。	医療的ケア児に関する正しい知識や医療的ケア児を保育所等に受け入れるための対応方法について理解を図るためのセミナーの実施 ・対象者：保育所等の職員や市町村の担当職員

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

施策等 (担当課)	令和4年度 本県の具体的取組	課題等	令和5年度取組予定
地域子ども・子育て支援事業 (子育て支援課)	<p><1> 目的 市町村が地域の実情に応じて行う子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を支援するための交付金を交付し、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等 次頁のとおり</p>	市町村計画の目標に到達できるよう、市町村に対し、積極的な取組を働きかける必要がある。	地域の実情に応じ、市町村が地域子ども・子育て支援事業を実施

地域子ども・子育て支援事業の実施状況（令和4年度）

事業名	計画市町村数	実施市町村数	実施箇所数	事業内容
利用者支援事業	32市町村	32市町村	55か所	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
延長保育事業	33市町	33市町	455か所	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	12市町	12市町		保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	3市町	1市町	6か所	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。
放課後児童健全育成事業	41市町村	41市町村	679か所	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
子育て短期支援事業	24市町村	17市町	ショートステイ39か所 トワイライトステイ8か所	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	35市町村	34市町村		生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	20市町村	19市町村		養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する指導・助言等を行う事業です。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	6市町	5市町		子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）に携わる職員の専門性向上（研修の受講等）などの取組を行う事業です。
一時預かり事業	34市町村	34市町村	429か所	保育所等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
地域子育て支援拠点事業	39市町村	39市町村	112か所	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
病児保育事業	24市町	24市町	70か所	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
ファミリーサポートセンター事業	20市町	20市町	20か所	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

※ 計画・実施市町村数、実施箇所数については、「地域子ども・子育て支援事業」の対象になるものを記載

令和4年度 地域子ども・子育て支援事業 市町村別実績一覧

(各市町村集計)

	① 利用者 支援事 業	② 延長保 育事業	③ 実費徴収 に伴う補 足給付を 行う事業	④ 多様な事業 者の参入 促進・能力 活用事業	⑤ 放課後 児童健 全育成 事業	⑥ 子育て 短期支 援事業	⑦ 乳児家 庭全戸 訪問事 業	⑧ 養育支 援訪問 事業	⑨ 子どもを 守る地 域ネッ トワー ク機能 強化事 業	⑩ 地域子 育て支 援拠点 事業	⑪ 一時預 かり事 業	⑫ 病児保 育事業	⑬ 子育て 援助活 動事業
1 鹿児島市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 鹿屋市	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○
3 枕崎市	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○
4 阿久根市	○	○			○		○			○	○		
5 出水市	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○
6 指宿市	○	○			○	○	○			○	○	○	○
7 西之表市			○		○		○	○		○	○		○
8 垂水市	○	○			○		○		○	○	○		○
9 薩摩川内市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
10 日置市	○	○			○	○	○	○		○	○	○	
11 曾於市	○	○			○	○	○	○		○	○	○	
12 霧島市	○	○			○	○	○			○	○	○	○
13 いちき 串野市	○	○			○		○	○		○	○	○	○
14 南さつま市	○	○	○		○	○	○	○		○	○		○
15 志布志市	○	○			○	○	○			○	○	○	○
16 奄美市	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○
17 南九州市	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○
18 伊佐市	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○
19 始良市	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○
20 三島村										○			
21 十島村	○									○			
22 さつま町	○	○			○	○	○	○		○	○	○	
23 長島町		○			○					○	○		
24 湧水町		○			○		○			○			○
25 大崎町	○	○			○	○	○	○		○	○		
26 東串良町		○			○		○			○			
27 錦江町	○	○	○		○					○	○		
28 南大隅町		○			○					○	○	○	
29 肝付町	○	○	○		○		○	○		○	○	○	
30 中種子町	○		○		○		○	○		○	○		
31 南種子町		○			○					○	○	○	
32 屋久島町	○	○			○		○	○		○	○		
33 大和村	○				○								
34 宇検村	○						○	○					
35 瀬戸内町	○		○		○		○			○	○		
36 龍郷町	○	○			○	○	○						○
37 喜界町		○			○					○	○		
38 徳之島町		○			○		○	○		○	○	○	○
39 天城町					○					○	○	○	
40 伊仙町					○		○			○	○	○	
41 和泊町	○	○			○		○		○	○		○	○
42 知名町	○				○		○	○		○		○	
43 与論町	○	○			○		○	○		○	○	○	
実績合計 (市町村)	32	33	12	1	41	17	34	19	5	39	34	24	20